

## 1 法人理念「発達の願いに寄り添う」

発達の願いとは、人としての高まりを実現したいという内なる願いであり、「なりたい自分」と「ならない自分」との矛盾に生じた葛藤です。私たちは、利用者が自らの葛藤を克服する過程のよき援助者となって、利用者の心に寄り添います。そして、支援を必要としている方々と、地域の中でともに歩むことを喜びとする法人です。

## 2 事業内容

事業所名 (所在地/連絡先)	障害福祉サービス別 利用定員(契約数)	職員配置55名		
		常勤24名	非常勤31名	
<b>くろべ工房</b> 〒938-0005 黒部市吉田 745-3 tel(0765)56-7284 fax(0765)56-7282 <a href="mailto:pan-gomasenbei@ma.mrr.jp">pan-gomasenbei@ma.mrr.jp</a> 	法人本部		(統括管理者 1名) 事務員 1名	調理員 2名 運転手 2名 事務員 1名
	くろべ工房 就労 B	就労継続支援 B 型 30名(39名)	サービス管理責任 1名 生活支援員 2名 職業指導員 1名	職業指導員7名
		リフレッシュ(2名)		
くろべ工房 生活介護	生活介護 20名(27名)	サービス管理責任 1名 生活支援員 5名 作業療法士 1名	生活支援員5名 看護師 2名	
<b>あいもと里山工房</b> 〒938-0177 黒部市宇奈月町愛本新 1052 tel(0765)65-0302 fax(0765)65-0304 <a href="mailto:aimoto-motto.nigiwau@clock.ocn.ne.jp">aimoto-motto.nigiwau@clock.ocn.ne.jp</a>			(統括管理者 1名)	
	就労継続支援 B 型 10名(4名)	(サービス管理責任1名) 生活支援員 1名	職業指導員1名	
	生活介護 10名(16名)	(サービス管理責任1名) 生活支援員 1名 看護師2名	生活支援員1名 看護師 1名	
<b>すてっぴサポート わんぱく工房</b> 〒938-0036 黒部市北新 215-7 tel(0765)56-7283 fax(0765)57-5003 <a href="mailto:wanpaku-pak-pak@ni-po.ne.jp">wanpaku-pak-pak@ni-po.ne.jp</a> 	放課後等デイサービス 10名(40名)	(統括管理者 1名) 児童発達管理責任1名 児童指導員 4名	児童指導員 1名	
<b>ういっすサポート わんぱく工房</b> 放課後等デイサービス			R4年4月より活動休止	
相談支援事業所 <b>らいとはうす</b> 黒部市生地吉田字越湖 9602-5 tel(0765)32-4661 fax(0765)32-4662 <a href="mailto:lighthouse@ni-po.ne.jp">lighthouse@ni-po.ne.jp</a>	一般相談支援 特定相談支援 障害児相談支援	管理者 1名 (相談支援専門員)	事務員 1名 	
<b>桜花の家</b> 〒938-0059 黒部市石田 843 番地19 tel 090-3762-3833 <a href="mailto:oukanoie@ma.mrr.jp">oukanoie@ma.mrr.jp</a>	共同生活援助	管理者 サービス管理責任者 (くろべ工房生活介護 生活支援員兼任) (1名)	世話人 1名 生活支援員 1名 宿直員 5名	

### 3 法人役員の構成等

構成	人数	任期	
評議員	7名	4年	2021年6月の定時評議員会終結時～ 2025年6月の定時評議員会終結時
評議員 選任・解任委員	3名		2021年6月の定時評議員会終結時～ 2025年6月の定時評議員会終結時
理事	6名	2年	2021年6月の定時評議員会終結時～ 2023年6月の定時評議員会終結時
監事	2名		2021年6月の定時評議員会終結時～ 2023年6月の定時評議員会終結時

- (1) 理事会、評議員会 年2回以上  
 (2) 監事監査 年1回  
 (3) 役員研修 法人経営、情報管理、苦情対応等について

### 4 法人の目的（定款第1条）

多様な福祉サービスが利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として障害福祉サービス事業の経営を行います。

### 5 経営の原則（定款第3条）

社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を、确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明化の確保を図ります。さらに地域社会に貢献する取組として、社会福祉事業を受け皿とした公益的な活動や、経験や専門人材を活かした活動を行うにあたり、無料または低額な料金で福祉サービスを積極的に提供します。

### 6 経営基本方針

#### 1. 人権の尊重

- (1) 法人理念の理解と実践に努める。
- (2) 利用者の権利を尊重したサービスの提供、発展に努める。
- (3) 利用者や家族からの苦情、相談に対して誠意を持って対応するとともに、第三者委員制度の活用などにより、適正な是正と改善に努める。
- (4) 利用者や家族のプライバシーや個人情報の保護に努める。
- (5) 人権の尊重や尊厳への配慮意識を高める研修を定期的実施する。

#### 2. サービスの質の向上

- (1) 利用者の個性や特性に応じ、利用者自身が自主的、主体的に活動できるように支援する。
- (2) 家族との連携及び相互理解を図るよう努める。
- (3) サービス提供方針や業務手順など必要なマニュアルを策定し、職員に浸透させる。
- (4) 部署間の共通理解を図るために事務局会議を定期的開催する。

3. 地域との連携協力
  - (1) 地域の再生又は活性化に向け、町おこしや雇用の創出に積極的に関わるとともに、人の集う場の提供等に努める。
4. コンプライアンス(法令及び法人倫理遵守)の徹底
  - (1) 法令及び法人倫理の遵守の徹底に向けた管理体制や規定を整備し、公共的、公益的かつ信頼性の高い経営に努める。
  - (2) コンプライアンスの適切な理解と啓発に努める。
5. 説明責任の徹底
  - (1) 法人事業や財務に関する情報を積極的に公開し、透明性の高い経営を実現する。
  - (2) サービス提供に関する適切な記録と保管を行う。
  - (3) 利用者との信頼関係の構築及び地域とのコミュニケーションに努める。
6. 行政との連携協力の促進
  - (1) 行政との連携及び協働により、地域の課題への積極的な対応に努める。
  - (2) 行政との透明性の高い関係を構築する。
7. 人材育成、適切な人事・労務管理の実践
  - (1) 人材育成に関する方針を明確にし、研修体系の整備等、人間性の向上や必要な能力開発に努める。
  - (2) 職員の自己研鑽を支援する。
  - (3) 職員の自己実現に配慮し、多様な人材が個々の能力を発揮できる職場づくりに努める。
  - (4) 労働関係法令の遵守と適切な労務管理を実施するとともに、適正な人事制度を構築する。
  - (5) 安全で健康的な職場環境を確保し、快適な働く場の実現に努める。
  - (6) 福祉職員養成に関する実習及び教員養成課程における介護等実習を積極的に受け入れ、質の高い人材育成に資する。
8. 公共的・公益的取り組みの推進
  - (1) 地域の福祉ニーズを幅広くかつ迅速に把握するように努め、先駆的、開拓性のある事業経営を実践する。
  - (2) 地域において障害者支援を要する者に対して、既存制度の枠組みにとらわれないで支援の実施に努める。
9. 組織統治の確立
  - (1) 経営に対する適切なチェック・牽制機能の強化を意図した組織作りに努める。
  - (2) 監事による監査を適正に実施し、事業および財務に関するチェックを行う。
10. 財政基盤の安定化
  - (1) 業務分掌及び職務権限を明確にし、適正な会計処理が行える体制を整備する。
  - (2) 施設の長及び会計担当職員は、会計処理に必要な知識の習得に努める。
  - (3) 法人の経営状況及び財務状況をホームページや機関紙等により積極的に公開し、透明性の高い財務管理に努める。

- (4) 施設整備など長期的計画に基づき、積立等の資金管理を実施する。
- (5) 職員全員のコスト意識の醸成をはかる。

#### 11. 経営責任の明確化

- (1) 事件事故が発生した場合は、理事長又は施設の長が率先して対応に当たり、原因の究明、被害の拡大の防止、再発防止策の明確化等、責任ある対応に努める。
- (2) 理事長又は施設の長は、事実関係や再発防止策を公表するなど、迅速な説明責任を果たす。
- (3) 施設の長は、日常的にリスクマネジメント及び危機管理の具体的な取り組みを行う。

#### 12. 防災対策及び感染症対策の推進

- (1) 詳細な防災対策と避難確保計画の策定、備蓄品の整備や機材器具の確保を進めるとともに、日常の訓練を定期的実施する。
- (2) 感染症のリスクを最小限に抑えるために基本的な感染対策や定期的な環境消毒を実施し、職員と利用者の健康管理と環境管理に努める。

### 7 事業運営及び事務

- (1) 法人会議(正職員会議) 毎月第3金曜日17時より。  
※ただし感染症流行期は書面回覧にて合意形成を図る。
- (2) 事務局会議 毎月第2週、17時より。(管理者3名、サービス管理責任者4名)
- (3) 事務 会計責任者1名(理事長)、事務長1名(出納担当)、  
事務員1名(経理担当)

### 8 法人経営資金等

- (1) 法人経営の財源は、個人・他団体等からの寄付金及び各事業経営による収入の繰入金等とする。
- (2) 施設整備のための資金造成
  - ・目的 くろべ工房大規模修繕
  - ・目標金額 50,000,000円
  - ・達成年度 2028年度(5年後)

#### (3) 法人借入金償還計画 (元金) (千円)

年度	借入先	当初借入額	償還済額	当期償還額	借入残額	完済年度	備考
平成17年	福祉医療機構	22,000	17,400	1,150	4,600	2026年	くろべ工房
平成27年	福祉医療機構	17,500	7,510	1,332	9,990	2030年	あいもと里山工房
令和5年	福祉医療機構	(43,500)	0	0	(43,500)	2039年	くろべ工房高島
計		39,500 (83,000)	24,910	2,482	14,590 (58,090)		

### 9 2023年度 事業計画 ～重点事項～

- (1) 全ての事業において、良質かつ安心・安全なサービス提供に努めます。
  - ・利用者の増員に伴う、きめ細かな配慮と工夫改善を大切にします。
  - ・事業所間の連携を大切にします。
- (2) くろべ工房高島の開業準備を進め、魅力ある施設運営を目指します。
- (3) くろべ工房吉田の大規模修繕に備える資金の積み立てを行います。

## 10 「くろべ工房高島」施設整備事業計画

- 1 開設時期 令和5年9月(見込)
- 2 場 所 入善町高島341番 (旧入善町立芦崎保育所)
- 3 事業主体 社会福祉法人くろべ福祉会
- 4 改修工事期間 令和5年4月～令和5年8月
- 5 建設資金計画 総事業費 76,938,000 円

支出の部					
建築工事費(未定)	監理費	予備費	実施設計費	伐採表土費	用地取得費
52,500,000 円	440,000 円	5,080,000 円	1,980,000 円	1,848,000 円	15,090,000 円
令和5年度支出予定額①		58,020,000 円	令和4年度支出済み額②		18,918,000 円
①+②合計 76,938,000 円					
収入の部					
③+④合計 76,938,000 円					
福祉医療機構借入金③				法人預金④	
43,500,000 円				33,438,000 円	

### 6 施設活動概要

- (1) 「くろべ工房就労 B」の活動拠点を移設
- (2) 名称、事業種別及び定員等を変更

< 現行 >

通称と所在地	くろべ工房 黒部市吉田 745-3	
名称	くろべ工房就労 B	くろべ工房生活介護
事業種別と定員	就労継続支援 B 型(30名)	生活介護(20名)

< 移設後 >

所在地	入善町高島 341	黒部市吉田 745-3
名称	くろべ工房高島	くろべ工房吉田
事業種別と定員	就労継続支援 B 型(30名)	生活介護(6名) 生活介護(20名)

- (3) ニーズに応じた柔軟な支援を目的として利用契約の見直しを図ります。

※一部の方に就労継続支援 B 型の契約から生活介護の利用契約へと変更。

働くことを活動の中心にしながら、食事や排泄の見守りや介助、入浴介助等、支援の幅を広げます。

- (4) 作業種目の見直しを図るとともに、新たな作業にも取り組みます。

【新】農園	給食や市役所食堂で消費する野菜を園庭で作付け。他、果樹栽培。
【継続】	焼き菓子(くろべ工房吉田3F)、黒部市役所食堂運営、植栽管理、公民館等清掃